

令和7年度高知県経営支援融資制度要綱

1 目的

県内の小規模事業者及び経営環境の変化等により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の事業の維持安定に必要な資金の確保の円滑化を図り、経営の安定及び産業振興に努める。

2 特別小口融資

(1) 貸付対象者

県内において1年以上引き続き同一の指定事業を営む小規模企業者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は法人税）、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者控除額、老年者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより、県民税又は市町村民税の所得割の税額がなくなった者である場合は均等割、法人である場合は法人税割）のいずれかについて、申込みの日以前1年間に於いて納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額がある者であって、かつ、当該税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これらに係る期限が当該申込みの日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納しているもの

イ 特別小口保険（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の3）を利用した既存借入残高と今回申込み金額の合計額が2,000万円（中小企業信用保険法第2条第5項に定める「特定中小企業者」は4,000万円）を超えない者

ウ 特別小口保険以外の保険を利用した既存借入れがない者

(2) 貸付条件等

ア 無担保・無保証人とする。

イ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそれぞれ借入額及び約定償還月数の3分の1以上経過している場合、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。

ウ 借換えは、既存借入先と同一の金融機関で取り扱う。ただし、協会及び既存借入先の金融機関が特に認めた場合は、既存借入先以外の金融機関で取り扱うことができる。

エ 協会の保証制度等の種別によっては、当融資の対象とならない場合がある。

3 小規模企業融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む小規模企業者であって、県内の商工会等の推薦を受けた者

(2) 貸付条件等

ア 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、流動資産担保融資及び経営安定融資を除く。

イ 借換えを行う場合のその他の条件は、2(2)ウ及びエを準用する。

4 小口零細企業融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む小規模企業者（ただし、中小企業信用保険法第2条第3項第7号に該当するものを除く）であって、既存の協会の保証付借入残高（根保証においては借入極度額）と今回申込金額の合計額が2,000万円を超えないもの

(2) 貸付条件等

ア 個人は無担保・無保証人、法人は原則として無担保・代表者1名保証とする。

イ 当融資の既存の借入分（併存している場合は、そのうち借換えを行うもの全て）の償還金額及び償還月数がそ

れぞれ借入額及び約定償還月数の3分の1以上経過している場合、全額償還を条件に、当融資で借換えを行うことができる。

ウ 借換えを行う場合のその他の条件は、2(2)ウ及びエを準用する。

5 事業者選択型経営者保証非提供促進融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者で、次のいずれにも該当するもの。

ただし、法人の設立後最初の事業年度（以下「設立事業年度」という。）の決算がない法人である中小企業者はア、イ及びウ、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者はウの申込人資格要件は問わない。

ア 信用保証協会への保証申込日（以下「申込日」という。）以前2年間（法人の設立日から起算して申込日まで）の期間が2年間に満たない場合は、その期間）において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。

イ 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。

ウ 次の両方又はいずれかを満たすこと。

①申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと。

②申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。

エ 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。

①申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。

②申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当 金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。

オ 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。

(2) 貸付条件等

ア 当融資で、安心実現のための高知県緊急融資、平成23年度安心実現のための高知県緊急融資及び協会の責任共有対象外の保証付借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、経営安定融資を除く。

また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。

イ 借換えを行う場合のその他の条件は、2(2)ウ及びエを準用する。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、定めのない事項については『国の全国統一制度』である事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証証制度要綱によるものとする。

6 経営力強化保証制度融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者

(2) 貸付条件等

ア 全額償還を条件とし、当融資で、協会の保証付借入金の借換えを行うことができる。ただし、セーフティネット5号を利用する場合は『国の全国統一制度』である経営力強化保証制度要綱に定められた保証付借入金に限る。

イ 借換えを行う場合のその他の条件は、2(2)ウ及びエを準用する。

- ウ 借入希望者は、別記様式 13－1、13－2 及び 13－3 による「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書（事業行動計画書を含む。）を作成しなければならない。
- エ アからウに掲げるもののほか、定めのない事項については『国の全国統一制度』である経営力強化保証制度要綱によるものとする。

7 流動資産担保融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であつて、次のいずれかに該当するもの

- ア 事業者に対する売掛債権（売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診察報酬債権その他の報酬債権、工事請負代金債権、手形債権又は電子記録債権）を有する者
- イ 棚卸資産（原材料及び材料、仕掛品、製品、商品等）を有する者（法人事業者に限る。）

(2) 貸付条件等

- ア 保証は、根保証又は個別保証とする。
- イ 貸付は、根保証の場合当座貸越とし、個別保証の場合手形貸付とする。
- ウ 担保は、根保証の場合申込人の有する売掛債権及び棚卸資産のみを徴求し、個別保証の場合申込人の有する売掛債権のみを徴求する。また、保証人は徴求しない。
- エ 個々の貸付額は、下記に定める額（売掛債権及び棚卸資産の双方を担保とする場合はその合計額）を超えてはならない。

- (ア) 売掛債権を担保とする場合は、返済引当とする売掛債権額に、次に定める割合の第三債務者ごとの掛目（パーセント）を乗じた額。ただし、役務の提供等が完了する前の未発生債権を返済引当とする場合は、返済引当とする未発生債権額（前払金、中間金等役務の提供等が完了する前に支払われるものがある場合は、その額を控除した額。以下同じ。）を申込人と第三債務者との間における売掛債権の発生原因となる契約の締結日（以下「契約締結日」という。）から役務の提供等が完了すると見込まれる日までの間に相当する月数（月単位未満切上げ）で除した額に契約締結日から借入申込日までの間に相当する月数（月単位未満切捨。ただし、1 月未満の場合は 1 月とする。）を乗じた額又は返済引当とする未発生債権額に 2 分の 1 を乗じた額に下記に定める割合を上限とした第三債務者ごとの掛目（パーセント）を乗じた額。

	一般企業 (A)	店頭、新興市場上場 有配企業 (B)	官公庁、上場有配企 業 (C)
抗弁放棄の意思表示を含む 承諾（注 1）	80%	90%	100%
通知（注 2）	75%	85%	95%
留保（注 3）	70%	80%	90%

（注 1）民法第 467 条の規定による確定日付のある「承諾」に加えて、現在及び将来にわたり譲渡人に対して有する抗弁権を放棄する旨の意思表示がされたもの

（注 2）①登記事項証明書を添付した通知又は②民法第 467 条の規定による確定日付のある「通知」若しくは（注 1）以外の承諾

（注 3）（注 2）①の留保

（注 4）「有配」とは、保証決定時（若しくは期間延長時）直前期末の株主配当を実施していることをいう。

（注 5）協会及び取扱金融機関が特に認めた場合は、第三債務者が（A）又は（B）に該当する場合においても、（C）の掛目を適用することができる。

- (イ) 棚卸資産を担保とする場合は、当該棚卸資産の簿価に 30 パーセントの掛目を乗じた額。ただし、第三者の客観的評価が得られた場合等協会及び取扱金融機関が特に認めた場合は、当該棚卸資産の簿価に 70 パーセントの掛目を乗じた額。

オ 根保証の場合、通算して3年までは保証期間を更新することを妨げないが、協会所定の手続によらなければならない。

カ 返済については、次のとおりとする。

(ア) 当座貸越しの場合は、約定返済又は随時返済とする。ただし、約定返済の場合は3月に1回以上、随時返済の場合1年に1回以上の返済があることとする。

(イ) 手形貸付の場合は、返済引当とした売掛債権の支払期日に一括して返済する。ただし、複数口の売掛債権を返済引当として一本の手形貸付とした場合は、個々の売掛債権の支払期日が到来する都度返済できる。

キ アからカまでに掲げるもののほか、当融資に係る手続については、協会の定めるところによる。

8 経営安定融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者

(2) 貸付条件等

ア 保証は、根保証とする。

イ 当融資は、手形貸付の極度枠並びに、受取手形及び電子記録債権に係る割引の極度枠の設定に限る。

ウ 貸付限度額内で、手形貸付の極度枠並びに受取手形及び電子記録債権に係る割引の極度枠の設定を合わせて行うことができる。ただし、その場合、手形貸付に係る極度枠と受取手形及び電子記録債権に係る割引の極度枠は別にしなければならない。

エ 手形貸付の極度枠を利用する際は、原則として返済原資の根拠となる書類等を提出しなければならない。

オ 根保証の期間は1年以内とする。

カ 受取手形及び電子記録債権の割引期間は6か月以内とする。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。